



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン ゲ ッ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 安 田 正 介  
(コード番号 8130 東証・名証第一部)  
問 合 せ 先 経 理 部 長 助 川 達 夫  
(TEL. 052-564-3331)  
社 長 室 長 柴 田 和 彦  
(TEL. 052-564-3270)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 18 日開催予定の第 63 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

今回の定款変更の目的は、次のとおりです。

- (1) 当社は、平成 27 年 4 月 1 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しましたとおり、平成 27 年 6 月 18 日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、監査等委員会設置会社に移行いたします。そこで、監査等委員会設置会社への移行のために、監査等委員や監査等委員会に係る規定の追加、取締役や取締役会に係る規定の変更、取締役会決議を要件とした重要な業務執行決定の取締役への委任に係る規定の追加、および監査役・監査役会に係る規定の削除等、必要な変更を行います。
- (2) 改正会社法第 427 条によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるように変更を行います。
- (3) 会社法第 459 条により認められています取締役会決議による剰余金の配当等が可能となるよう変更を行います。
- (4) その他、今後の事業展開に備えるため事業目的を追加するほか、表現の一部修正、条項の新設・削除に伴う条数の整備等を行います。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社の目的は次の通りである。</p> <p>1.～14. (省略)</p> <p>15. 糊付機、電動工具、刷毛等室内装飾工事用施工道具及び接着剤の販売</p> <p>16. (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社の目的は次の通りである。</p> <p>1.～14. (現行どおり)</p> <p>15. 糊付機、電動工具、刷毛等室内装飾工事用施工道具及び接着剤の販売 <u>及び賃貸借</u></p> <p>16. (現行どおり)</p> <p><u>17. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理</u></p>
<p>(機関)</p> <p>第4条 当会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>3. 会計監査人</p>
<p>(招集)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p><u>② 当会社の株主総会は名古屋市において招集する。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>(員数)</p> <p>第19条 当会社は取締役15名以内を置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>10名以内とする。</u></p> <p><u>②当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、8名以内とする。</u></p>
<p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。<u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">② (省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は取締役会規則の定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は各取締役及び各監査役に対し会日4日前までに発するものとする。ただし、<u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>②当社は<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p style="text-align: center;">③ (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③<u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は取締役会規則の定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は各取締役に対し会日4日前までに発するものとする。ただし、<u>緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</u></p> <p>②<u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>③<u>前二項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、<u>取締役(決議に加わることができる者に限る。)</u>の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、<u>当該決議を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(非業務執行取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は監査等委員会規則の定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は各監査等委員に対し会日の4日前までに発するものとする。</u>  <u>②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p><u>(員 数)</u></p>	
<p><u>第27条</u> 当社は監査役4名以内を置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(選 任)</u></p>	
<p><u>第28条</u> 監査役は株主総会の決議によって選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任 期)</u></p>	
<p><u>第29条</u> 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p><u>第30条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	
<p><u>第31条</u> 監査役会は監査役会規則の定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は各監査役に対し会日4日前までに発するものとする。ただし、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第32条</u> 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第33条 <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条～第36条 (省略)</p>	<p>第32条～第34条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第37条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③当社は、前二項のほか、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p>
<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第38条 (省略)</p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>付則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>当社は、第63回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第2条 <u>第63回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条の定めるところによる。</u></p>